

令和 8 年度豊島公園外噴水設備等清掃点検業務仕様書

第 1 章 総 則

1. 適 用

本業務仕様書は、豊中市環境部公園みどり推進課が発注する「豊島公園外噴水設備等清掃点検業務」（以下「業務」という。）に適用する。本業務に係る業務委託請負契約書及び本仕様書（以下、仕様書等という。）の内容について、必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 目 的

本業務は、下記の公園内噴水・せせらぎ（水景施設）の設備点検及び清掃を行い、当該施設の良好な維持管理に資することを目的とする。

豊島公園	〔所在地〕	豊中市曾根南町 1 丁目 7
千里中央公園	〔所在地〕	豊中市新千里東町 3 丁目 9
久保公園	〔所在地〕	豊中市玉井町 3 丁目 1 6 9
二ノ切池公園	〔所在地〕	豊中市東豊中町 5 丁目 3 7 - 2

3. 諸法令の遵守

受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任で行わなければならない。

4. 熟 知

作業に先立ち、契約書及び仕様書の内容を熟知し、現場状況を十分に理解すること。

5. 協 議

業務に関しては、担当職員と十分に協議の上実施し、誠意をもって作業にあたること。なお、作業箇所、仕様書等において疑義が生じた場合、また仕様書等に明記していない事項で、業務完了上必要と判断した場合は、速やかに担当職員と協議すること。

6. 一括再委託の禁止

本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請負わせないこと。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

第 2 章 安全管理・現場管理

1. 安全対策

作業中及び公園内移動中においては、関連法規を遵守し、安全対策に十分に留意すること。作業にあたってはすべての安全と作業の円滑を図り、安全管理面において作業員の安全と健康を確保し、災害事故防止に必要な措置と現場内の安全及び利用者の保全に対して万全の注意を払うこと。また、作業中における標識類・防護柵類・施設類等については、現場条件等に応じて適切に実施すること。

作業中の安全はもとより、作業に係る車両などの移動の際も、関係法令に従い安全の確保に努めること。

2. 仮囲い

作業中は、安全施設としてカラーコーン等を作業影響範囲周囲に設置すること。

3. 周 知

業務車輛などの不要なアイドリングは慎むとともに、現場から場外へ工事車両が出る際には、出入口においてタイヤ洗浄によるタイヤの付着物を除去した後に場外に出る等、十分な配慮を行うこと。

受注者は、生活環境や公衆衛生またはその他の問題が生じた場合、自らの責任において速やかに解決すること。また、公園利用者等への作業の周知については担当職員と協議の上、実施すること。

4. 損傷部の補修

清掃及び点検に際しては、周辺の施設や設備等に損傷しないよう十分に注意すること。又、損傷させた場合は現状復旧すること。

5. 清掃及び点検現場の管理及び事故の責任

受注者は、点検及び清掃時に責任者を現場に常駐させ、担当職員と常時連絡を保ち、慎重に業務を行うとともに、清掃及び点検現場の管理を各関係法規に従い行うこと。清掃及び点検時に事故のあったときには、所要の措置を取るとともに、事故発生の原因及び経過・被害の内容について、速やかに本市に報告すること。ただし、作業員及び第三者と受注者間の事故に対し、本市は責任を負わないものとする。

第3章 業務内容

1. 一 般

- (1) 受注者は業務計画工程表に基づき作業を実施するとともに、作業当日の予定及び前日の作業状況等を、担当職員に電話等により報告すること。
- (2) 受注者は作業中に近隣住民や公園利用者等から苦情・要望等を受けた場合は、その経過を記録し、速やかに担当職員に報告すること。
- (3) 作業時間は、原則として土曜・日曜・祝祭日を除く月曜日から金曜日までの、午前9時00分から午後5時00分までとする。尚、工程上やむ負えない場合は、担当職員に報告し、休日作業届を提出すること。
- (4) 清掃時に発生したゴミについては、受託者の責任で早期で且つ適正に取り扱うこと。
- (5) 履行期間は前期（4月～7月）と後期（8月～10月）とする。

2. 業務対象施設

(1) 豊島公園噴水設備

◎各種点検（報告）①～③【稼働停止の10月に点検も含めて停止報告も行う】

①ノズル：ジェット・扇形・キャンドル・各ノズルの目詰まり・ゆるみ・方向調整・水量調整。

②バルブ類：ハンドル操作・パッキン等の点検・ゲート弁・逆流防止の動作点検。

③制御盤：表示灯の点滅点検修繕・漏電遮断器・電磁開閉弁・サーマルリレープログラムスイッチ・ソリッドステートタイマー等の動作接点等の点検調整・電流指示針の点検整備タイマー調整・操作回路の動作点検

④衛生管理：レジオネラ菌・大腸菌の検査を年1回（5月末の開庁日）行い、報告（※1）を行う。（⑥の清掃終了後に採取箇所にて検体を取り検査。）

⑤固形塩素投入：次亜塩素酸カルシウムを10kg/回を投入する。（年3回）

⑥清 掃：水盤・架台・ポンプ・ポンプカバー・配管・弁・その他設備の清掃。清掃で発生するゴミ汚泥等は、処分すること。

⑦機器試運転：⑧の稼働期間までに行い、点検または清掃時に行うこと。

⑧稼働期間：5月上旬頃～10月中旬頃まで

⑨稼働時間：10：00～11：00、12：00～13：00、15：00～16：00（1日、3回稼働）
タイマーで稼働時間をセット

（2）千里中央公園噴水設備

◎各種点検（報告）①～⑦

①ポンプ：流れ循環ポンプ 18.2 A
壁泉ポンプ 14.0 A
キャンドル噴水ポンプ 2.5 A
ろ過ポンプ 7.7 A（令和6年度にろ過装置の改修完了）
滅菌ポンプ —

※以上の絶縁抵抗値の測定・外観点検及び修繕（汚損・ゆるみ・サビ・腐食）

②ノズル：ノズルの目詰まり・ゆるみ・方向調整・水量調整

③水中照明：外観点検・カラーフィルター・ボルトのゆるみ・絶縁抵抗値の測定・ケーブルの点検

④バルブ類：ハンドル操作・パッキン等の点検・ゲート弁等の動作点検・集葉器の清掃点検
自動給水装置（電磁弁、フロートスイッチ、液面用リレースイッチ）排水弁（池・滝用水漏れ確認）

⑤塩素滅菌器：薬品（液体 次亜塩素酸ナトリウム）補充及び定量ポンプ調整

⑥ろ過器：点検・調整・清掃（入口弁、処理水弁、排水弁、ドレン弁、自動操作弁、ろ材マンホールパッキン、支持床石、水槽フード弁、スイッチ類、マグネットスイッチ、電流・圧力計、タイマー、集塵装置）

⑦制御器：表示灯の点検修繕・漏電遮断器・電磁開閉弁・サーマルリレー・プログラムスイッチ・ソリッドステートタイマー等の動作・接点等の点検整備・電流指示計の点検・タイマー調整

⑧衛生管理：レジオネラ菌・腸管出血性大腸菌（O-157）の検査を年1回（4月の開庁日）行い、報告（※1）を行う。⑩の初回の清掃後に検体を採取（噴水出水口にて検体を採取。）

⑨水質分析：キャンドル噴水の出水口について行い、報告を行う（※1）1回につき1検体を採取。水素イオン濃度、濁度、残留塩素、化学的酸素要求量、大腸菌、は毎月1回（月初めの開庁日）（清掃後に検体を採取）残留塩素は週に1回

項 目	検 査 頻 度
水素イオン濃度	1回/月 毎月の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）
濁度	1回/月 毎月の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）
残留塩素	1回/週
化学的酸素要求量	1回/月 毎月の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）
大腸菌	1回/月 毎月の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）
腸管出血性大腸菌（O-157）	1回/年 稼働日の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）
レジオネラ菌	1回/年 稼働日の月初めの開庁日（清掃後の検体を採取）

・有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。pHについては、小数点第2位を四捨五入し、小数点以下1桁までとする。

・報告下限値の桁を下回る桁については切捨てる。

※遊離残留塩素濃度【4月は1回、5月は5回、6月は4回、7月は5回、8月は4回、9月は

4回、10月は5回、11月は4回、12月は4回、1月は4回、2月は4回、3月は4回を行う
(年間〈48回〉を目安とする。)]

⑩清 掃：噴水池・壁泉・流れ・ポンプ・ポンプカバー・配管・弁・柵他設備の
清掃。清掃で発生するゴミ汚泥は、処分すること。※必ず、ポンプの
ドレンより水抜きを行うこと

⑪機器試運転：⑫の稼働期間までに行い、点検または清掃時に行うこと。

⑫稼働期間：4月下旬～3月下旬

⑬稼働時間：9：00～22：00

(3) 久保公園噴水設備

①ポ ン プ：噴流装置 100φ×3.7KW×2、曝気装置 0.75KW (令和6年度に噴流ポンプ2基
曝気ポンプ1基を改修完了)

※以上全基の絶縁抵抗値の測定・外観点検及び修繕(汚損・ゆるみ・サビ・腐食)

②ノ ズ ル：ノズルの目詰まり・ゆるみ・方向調整・水量調整

③バルブ類：ハンドル操作・パッキン等の点検・ゲート弁等の動作点検・清掃点検

④制 御 器：表示灯の点滅点検修繕・漏電遮断器・電磁開閉弁・サーマルリレー・プログラム
スイッチ・ソリッドステートタイマー等の動作・接点等の点検整備・電流指示計
の点検タイマーの調整

⑤衛生管理：レジオネラ菌・O-157の検査を年1回行い、報告を行うこと。(※1)

⑦の初回清掃終了後に検体を採取(噴水池にて検体を採取。)

⑥噴水装置点検：点検は年4回(4月末、6月末、8月、10月頭ごろ)とし、次亜塩素酸カル
シウム(固形剤)10kg/4回の投入を行う。

⑦清 掃：修景池・ポンプ・スクリーン・柵他設備の清掃。清掃で発生するゴミ汚泥処分
すること。(年3回 4月末、6月末、9月末ごろ)

⑧機器試運転：⑨の稼働期間までに行い、点検または清掃時に行うこと。

⑨稼働期間：4月末～12月末まで(1月～3月は冬期停止期間)

⑩稼働時間：10：00～16：00

(4) ニノ切池公園水景設備

①衛生管理：レジオネラ菌・O-157の検査を年1回(7月初めの開庁日)行い(清
掃後噴水池にて検体を採取。)報告を行う(※1)

②水景設備装置清掃：流れ部 207㎡。

清掃は年1回(7月初旬ごろ、稼働前に行う。)清掃で発生するゴミ
汚泥は、処分すること。

③機器試運転：④の稼働期間までに行い、点検または清掃時に行うこと。

④稼働期間：7月下旬頃から～8月下旬頃まで(夏休み期間)

⑤稼働時間：10：00～16：00

第4章 提出書類

1. 点検報告書及び記録写真の提出(※1)

(1) 点検報告書及び記録写真について

清掃及び点検毎に順を追って撮影し、撮影場所を記載の上、その都度に提出すること。尚、
水質検査等においては採水後2週間以内に電子データにて速報値を報告する。また結果は出
次第速やかに、調査結果(計量証明書)をまとめた報告書を2部提出する。そして報告書に
は採水状況確認のため、採水時の写真を添付する。

【測定方法については日本産業規格＝「JIS」、昭和46年環境庁告示第59号については「告

示第 59 号と略す。】

◎豊島公園の噴水設備と千里中央公園の噴水設備等の稼働停止に係る動作確認等の点検も報告書を提出のこと。

(2) 不当介入に対する報告・届出等について

受注者は、契約の履行に当たって、「豊中市発注契約に係る不当介入対応要領（平成 24 年 2 月 1 日制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行わなければならない。

(3) 報告・届出について

不当介入等報告・届出書により、速やかに、本市に報告するとともに、管轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。

報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

(4) 再委託について

受注者は、第三者に委託した場合、その者が暴力団員等から不当介入を受けた際には、速やかに報告・届出を行うよう当該第三者に指導しなければならない。

(5) 豊中市暴力団排除条例の施行に伴う「誓約書」の提出について

豊中市暴力団排除条例の施行（平成 25 年 10 月 1 日）に伴い、受注者は、契約金額が 500 万円以上となる受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は提出すること。

受注者の誓約書は、一般競争入札案件については事後審査の段階で公告に示す日時までに、一般競争入札案件以外については契約書提出時に、公園みどり推進課へ提出すること。

第三者に委託した場合においても、誓約書は、再委託契約等を締結する際に受注者を通じて担当課へ提出すること。（市ホームページ→入札・契約情報→入札・契約情報トピックス参照）

(6) 人権啓発研修について

受注者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に書面により報告しなければならない。

提出書類一覧

	書類名称	提出部数	提出時期	備 考
1	業務委託契約書	2	契約時	
2	業務計画書	2	契約後 14 日以内	
3	計画工程表	2	契約後 14 日以内	
4	業務報告書	1	検査前	
5	作業写真帳	1	検査前	
6	業務着手届	1	締結後速やかに	
7	業務責任者届	1	契約後 14 日以内	業務計画書に含め提出
8	労災保険成立証明願	1	契約後 14 日以内	業務計画書に含め提出
9	再委託承諾申出書	2	再委託を行う時	申出用・承諾用提出 1 部（承諾用）返却
10	業務完了届	1	検査合格後	
11	請求書	1	検査合格後	

【資料】各施設月別作業項目早見表

豊島公園噴水設備

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃		●		●								
点検		●		●			○					
衛生管理		◎										
薬品投入		●		●		●						

◎・・腸管出血性大腸菌（0-157）とレジオネラ菌

○・・稼働停止点検・報告

千里中央公園噴水設備

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
点検		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
衛生管理	◎											
薬品投入	●	●	●	随時	随時	●	●	●	●	●	●	●
残留塩素	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
水質分析	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

◎・・腸管出血性大腸菌（0-157）とレジオネラ菌

水質分析（水素イオン濃度、濁度、化学的酸素要求量、大腸菌）

久保公園噴水設備

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃(池)	●			●			●					
点検	●		●		●		●		○			
衛生管理	◎											
薬品投入	●		●		●		●		●		●	

◎・・腸管出血性大腸菌（0-157）とレジオネラ菌

○・・稼働停止点検・報告

ニノ切池公園水景施設

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
清掃				●								
衛生管理				◎								

◎・・腸管出血性大腸菌（0-157）とレジオネラ菌